

尖閣諸島は「日本固有の領土」ではない。「領土問題」は存在する。「中国脅威論」の排外主義と対決し、侵略・植民地支配の歴史の清算を

反安保実行委員会

東京都千代田区神田淡路町1-21-7 静和ビル2-A 淡路町事務所

TEL/FAX 03-3254-5460

2010年10月21日

9月7日、尖閣諸島（中国名：釣魚諸島）の近くで中国漁船が「日本領海内で海上保安庁の巡視船に体当たりした」という理由で、同漁船の中国人船長が「公務執行妨害」容疑で逮捕された事件は、日中間の外交関係を急速に悪化させることになった。

1970年代の日中国交回復交渉以後、事態が逮捕・勾留にまでいたったのは初めてのことである。日本政府は「尖閣諸島に領土問題は存在しない。尖閣諸島は日本の正当な領土」だと強硬に主張しつづけ、「領海侵犯・公務執行妨害」を行った中国人船長の逮捕は当然と開き直った。その背景には、「中国の軍事的脅威」を口実に「日米同盟」を強化し、沖縄を含む南西諸島への自衛隊配備を推進しようとする菅政権、とりわけ前原外相の「対中強硬路線」があることは間違いない。

中国政府は菅政権の対応に反発し、日中交流の停止、レアアースの輸出禁止、「フジタ」の日本人社員逮捕など一連の措置に打って出た。逮捕された中国人船長は10日勾留が延長された後、処分保留で釈放となったが、これに対しても「司法への政治介入」「弱腰外交」などの批判が菅政権に投げかけられた。自民党から共産党にいたるすべての議会政党やマスメディアは「尖閣列島は日本領土」「中国による主権侵害を許すな」という挙国一致の対応を取っている。中国をターゲットにした排外主義キャンペーンが勢いを増している。中国でも政府の思惑を越えて日本企業などに対する抗議行動が若者たちを中心に各地で起きている。

私たちは何よりも「日本の尖閣諸島領有は合法かつ正当」という「挙国一致」の主張が誤りだと考える。日本、中国、台湾の間に「領土問題」は存在する。

1895年1月に行われた「尖閣領有」の閣議決定は、日清戦争による台湾・澎湖列島の略奪・植民地支配の一環だった。それはアイヌモシリと沖縄の国内植民地化から韓国併合、中国大陸への侵略戦争に至る天皇制日本帝国主義の領土拡張・植民地支配の歴史に位置づけられるものである。「無主地先占」による領有宣言なるものは、帝国主義の領土再分割のルールなのであり、そうした略奪行為を「国際法」の名で正当化することはできない。さらに「尖閣領有」の閣議決定そのものが、国際的通知も国内的公示もないままに秘密裏になされたものであって、それ自体無効と見なされるべきである。

侵略戦争によって奪った「領土」を放棄した戦後日本国家の出発の時点で、尖閣諸島についても放棄しなければならなかったのである。

8月の新安保懇報告、9月に発表された「防衛白書」は中国の軍拡、海洋戦略に対抗し、「離島防衛強化」を打ち出した。在沖縄自衛隊は急速に強化され、宮古・石垣・与那国への自衛隊配備も進められようとしている。「尖閣防衛」のための日米共同軍事演習も準備されている。尖閣問題は、自衛隊軍拡と米国に従属した共同実戦体制の確立、辺野古新基地建設計画とも密接に連動している。

尖閣問題での「挙国一致」は、あらためて日本の植民地支配と侵略戦争責任を問いたすことぬきに東アジアの平和が現実化しないことを私たちに突きつけている。私たちは何よりもまず日本政府が「尖閣諸島は日本の領土」という主張を放棄した上で、沖縄、台湾、中国などの当事者を主体とし漁業権問題などの交渉の枠組みを作り上げ、国家を超えた民衆の協力を通じた解決の道を見つけていかなければならないと考える。

「中国の脅威」を振りかざした日米同盟と自衛隊軍拡に反対しよう。普天間基地の即時返還・辺野古新基地建設阻止、すべての米軍基地撤去、安保破棄をめざそう。